

# 社会福祉法人花輪ふくし会 定款

## 社会福祉法人花輪ふくし会定款

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう必要な福祉サービスの提供、地域生活支援及び就労支援を行うことを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営
- (ニ) 特別養護老人ホームの経営
- (ホ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業の経営
- (ト) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業の経営
- (チ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヌ) 障害児相談支援事業の経営
- (ル) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

#### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人花輪ふくし会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1 に置く。

## 第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 2 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第 3 章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- 4 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- 5 定款の変更
- 6 残余財産の処分
- 7 基本財産の処分
- 8 社会福祉充実計画の承認
- 9 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、これに記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員の数及び会計監査人の設置)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を、理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表第 1 に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、秋田県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に提供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

#### （資産の管理）

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### （事業計画及び収支予算）

第 32 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 特定旅客自動車運送事業
- (4) 介護職員初任者研修事業
- (5) グループリビング事業
- (6) 地域包括支援センターの設置及び受託経営
- (7) 介護福祉士実務者研修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 38 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第 8 章 解散

(解散)

第 39 条 この法人は、法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。



(残余財産の帰属)

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田県知事の認可（法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

## 第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人花輪ふくし会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	阿 部	新
理 事	児 玉	政 吉
同	高 橋	忠
同	小笠原	省 吾
同	関	東 一
同	尾 形	謙 次
同	関	絢 子
同	松 井	太 禅
同	吉 田	俊 道
同	鵜 浦	有 紀
監 事	土 館	市 蔵
同	沢 口	大 教
同	木 村	久

附 則（平成 28 年 11 月 28 日議決）

- 1 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（平成 29 年 1 月 11 日認可 指令館福環-3116）

附 則（平成 29 年 8 月 29 日議決）

- 1 この定款は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。（平成 29 年 10 月 5 日認可 指令館福環-2368）

附 則（平成 29 年 11 月 28 日議決）

- 1 この定款は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。（平成 29 年 12 月 20 日認可 指令館福環-3108）

附 則（平成 30 年 9 月 12 日議決）

- 1 この定款は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。（平成 30 年 11 月 8 日認可 指令館福環-2626）

附 則（令和元年 6 月 25 日議決）

- 1 この定款は、令和元年 7 月 10 日から施行する。（令和元年 7 月 10 日認可 指令館福環-1321）

## 別表第 1

## 基本財産表

## 建物の部

所 在	構 造	棟数	面積(m <sup>2</sup> )	用 途
秋田県鹿角市花輪字案内 58 番地 8	鉄骨造陸屋根平家建	1	2,441.62	障害者支援施設東山学園管理棟及び居住棟
	コンクリートブロック造陸屋根平家建	1	14.02	ポンプ室
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 59.54 2 階 59.54 (119.08)	倉庫
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1	52.50 (2,627.22)	プレイルーム
秋田県鹿角市花輪字案内 67 番地 1、69 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	210.33	福祉型障害児入所施設東山学園管理棟（すばる）
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	196.25	福祉型障害児入所施設東山学園入所棟 A（らぼーる）
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	196.25	福祉型障害児入所施設東山学園入所棟 B（いんくる）
秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1	鉄骨造陸屋根平家建	1	299.99	東山学園地域交流ホーム
秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1	498.94	東山学園体育施設
秋田県鹿角市花輪字案内 90 番地 1 秋田県鹿角市花輪字古	鉄骨造コンクリート屋根 2 階建	1	1 階 2,166.51 2 階	養護老人ホーム和光園本体棟

館 27 番地 1、28 番地 1			1,548.69 (3,715.20)	
	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	1	132.00	車庫
秋田県鹿角市花輪字古 館 4 番地 1、1 番地 1、2 番地 2、2 番地 2 先 秋田県鹿角市花輪字案 内 96 番地、97 番地 1、 98 番地 1	鉄筋コンクリート造亜 鉛メッキ鋼板葺平家建	1	2,693.06	特別養護老人ホーム東恵園 管理棟、居住棟及びデイサ ービス施設並びにショース テイ居室並びに鹿角市介護支 援センター
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	1	28.12	機械室
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	1	41.58	車庫
	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	1	19.87  (2,782.63)	物置
秋田県鹿角郡小坂町小 坂字仁吾平 16 番地、17 番地 1、127 番地	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	1	2,878.83	障害者支援施設あすなろ管 理棟及び居住棟並びにショ ーステイ居室
秋田県鹿角郡小坂町 小坂字大石平 45 番地、 44 番地、46 番地 2、48 番地、51 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	1	1,204.56	障害者支援施設更望園管理 棟及び居住棟
	木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	1	39.74  (1,244.30)	物置
秋田県鹿角郡小坂町小 坂字大石平 51 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	1	370.35	更望園体育施設
秋田県鹿角市十和田毛 馬内字古館 2 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄 骨造陸屋根平家建	1	2,185.61	障害者支援施設鹿角苑管理 棟及び居住棟
	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	1	42.00	ポンプ室

	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1	119.24	作業所・車庫
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1	152.43 (2,499.28)	車庫
秋田県鹿角郡小坂町荒谷字野月 27 番地 1	鉄骨造陸屋根平家建	1	393.53	鹿角苑体育施設
秋田県鹿角市十和田毛馬内字古館 2 番地 1	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 198.74 2 階 198.74 (397.48)	鹿角苑作業自立訓練棟
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 20 番地 3	木造鋼板葺 2 階建	1	1 階 220.39 2 階 206.78 (427.17)	グループホーム『けふの郷』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 9 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 769.45 2 階 67.89 (837.34)	鹿角苑就労センター悠遊工房工場・倉庫
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	129.18	こさかわいわいセンター『みんなのお店』(障害者支援施設)
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番地 2	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	168.93	こさかわいわいセンター『みんなの活動館』(障害者支援施設)
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館 8 番地 8	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 96.80 2 階 77.62	グループホーム『一本杉住宅』(共同生活援助施設)

			(174.42)	
秋田県鹿角市花輪字小坂 1 番地 20	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 147.40 2 階 82.33 (229.73)	グループホーム『しずく』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角市花輪字古館 4 番地 1、5 番地 1、22 番地 1、24 番地 3、24 番地 3 先	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1	1,073.45	東恵園地域生活支援センター 一本体棟 (デイサービスセンター)
	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	113.65	車庫
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番地 1	木造陸屋根平家建	1	354.23	グループホーム『大空』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番地 1	木造陸屋根平家建	1	354.23	グループホーム『大地』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番地 1	木造陸屋根平家建	1	354.23	グループホーム『ふらっと』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎 44 番地 5、44 番地 6、44 番地 18	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	314.67	グループホーム『ハンズ』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎 44 番地 16、44 番地 6、44 番地 18	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	207.64	グループホーム『クローバー』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 8 番地 4、8 番地 5	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	1,004.40	『かづの就労センター』 (障害者支援施設)
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 65 番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	220.91	多世代交流スペースどまっこ (集会所)
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 62 番地 1、65 番地	土蔵造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	106.09	生きがい就労拠点くらみせ (店舗)
	土蔵・木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1	230.69	グループリビングけまない (共同住宅)

秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 61 番地、62 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		230.00	グループホーム『BON通り』（共同生活援助施設）
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 62 番地 1、59 番地 1、65 番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	1	1 階 2 階 3 階	126.80 559.74 554.56 (1,241.10)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 月山の郷
秋田県鹿角市花輪字上花輪 139 番地 1	土蔵造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 2 階	39.66 39.66 (79.32)	東恵園事業用倉庫
	土蔵・木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		73.05	生きがい就労拠点ぐりとり（障害者支援施設）
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 25 番地 2、21 番地 2	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		330.47	『錦木ワークセンター』（障害者支援施設）
秋田県鹿角市十和田大湯字前川原 37 番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1		274.10	グループホーム『ふきのとう』（共同生活援助施設）
秋田県鹿角市花輪字上花輪 139 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		177.40	多世代交流スペースまちっこ（集会所）
秋田県鹿角市花輪字上花輪 139 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		199.30	グループリビングやちだまち（共同住宅）
秋田県鹿角市花輪字新田町 19 番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 2 階	132.81 71.21 (204.02)	グループホーム『ひかり』（共同生活援助施設）
秋田県鹿角市花輪字八正寺 104 番地 11	木造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺 2 階建	1	1 階	108.06	グループホーム『赤とんぼ』（共同生活援助施設）

			2階	33.12 (141.18)	
秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路 54 番地 2	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1	1階	186.70	グループホーム『ひこうき雲』（共同生活援助施設）
			2階	53.19 (239.89)	
	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1	1階	109.30	グループホーム『ひこうき雲』（共同生活援助施設） 倉庫
			2階	99.37 (208.67)	
秋田県鹿角市花輪字上花輪 136 番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺 3階建	1	1階	103.23	はなわワークセンター（多機能型事業所）
			2階	177.98	
			3階	78.00 (359.21)	
秋田県鹿角市花輪字上花輪 139 番地 1	鉄骨造陸屋根 3階建	1	1階	44.10	小規模多機能型居宅介護事業所かみはなわ 障害児通所支援多機能型事業所とういんくる
			2階	310.55	
			3階	315.25 (669.90)	
秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈 11 番地 20	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1	1階	166.24	グループホーム『新町住宅』（共同生活援助施設）
			2階	49.68 (215.92)	
秋田県鹿角市花輪字合ノ野 42 番地、43 番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1	1階	160.39	グループホーム『あさひ』（共同生活援助施設）
			2階	64.59 (224.98)	
秋田県鹿角市十和田錦木字上川原 16 番地 1、	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1	1階	154.02	グループホーム『あおぞら』（共同生活援助施設）



16 番地 2			2 階 98.54 (252.56)	
秋田県鹿角市花輪字下 夕町 112 番地 11	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 92.74 2 階 59.62 (152.36)	グループホーム『したまち』 (共同生活援助施設)
	木造亜鉛メッキ鋼板ぶ き平家建	1	25.10	グループホーム『したまち』 (共同生活援助施設) 物置
秋田県鹿角郡小坂町小 坂鉦山字栗平 13 番地 29	木造亜鉛メッキ鋼板ぶ き 2 階建	1	1 階 57.96 2 階 57.96 (115.92)	グループホーム『川上住宅』 (共同生活援助施設)
秋田県鹿角市十和田毛 馬内字曹洞下夕 11 番 地 1、4 番地 39	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	1 階 183.44 2 階 75.94 (259.38)	グループホーム『こすもす』 (共同生活援助施設)
	木造亜鉛メッキ鋼板ぶ き 2 階建	1	1 階 39.74 2 階 13.24 (52.98)	グループホーム『こすもす』 (共同生活援助施設) 車庫 ・物置
秋田県鹿角市十和田毛 馬内字毛馬内 20 番地	木造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	1	224.76	小規模多機能型居宅介護事 業所たぐちさんの家
	土蔵造亜鉛メッキ鋼板 ぶき・合金メッキ鋼板 ぶき 2 階建	1	1 階 97.51 2 階 37.37 (134.88)	小規模多機能型居宅介護事 業所たぐちさんの家 倉庫
秋田県鹿角市八幡平字 長嶺前田 16 番地 1、15 番地 3	木造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	1	1,306.12	地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護事業所 鹿南の郷
	木造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	1	6.62	地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護事業所 鹿南の郷 機械室

秋田県大館市清水一丁目1番地2、114番地29、114番地58、145番地	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1	1階 2階	476.74 278.17 (754.91)	「地域生活支援拠点おおだて」ケアワークおおだて(多機能型事業所)、グループホーム『シオン』(共同生活援助施設)
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		297.47	グループホーム『ミズキ』(共同生活援助施設)
	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1		303.52	グループホーム『スマイレ』(共同生活援助施設)
秋田県鹿角市八幡平字玉内下2番地2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1	1階 2階	607.80 27.75 (635.55)	かづの就労センター 八幡平クリーニング工場(多機能型事業所)
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1		92.74	かづの就労センター 八幡平クリーニング工場(多機能型事業所) 倉庫

土地の部

所 在	地 目	筆数	地積(m <sup>2</sup> )	用 途
秋田県鹿角市花輪字案内 58 番 8	宅地	1	8,105.48	東山学園敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 63 番 1	宅地	1	2,177.00	東山学園敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 90 番 1	宅地	1	6,532.26	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 90 番 2	畑	1	2.56	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 90 番 3	畑	1	76	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 90 番 4	畑	1	29	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字古館 27 番 1	宅地	1	888.11	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字古館 27 番 3	田	1	7.63	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字古館 27 番 4	田	1	6.25	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字古館 28 番 1	宅地	1	974.98	和光園敷地
秋田県鹿角市花輪字古館 28 番 3	畑	1	64	和光園敷地
秋田県鹿角郡小坂町荒谷字野月 28 番 1	畑	1	2,663.00	鹿角苑敷地
秋田県鹿角郡小坂町荒谷字野月 27 番 2	畑	1	1,345.00	鹿角苑敷地

秋田県鹿角郡小坂町荒谷字野月 29 番 1	畑	1	1,053.00	鹿角苑敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 20 番 3	宅地	1	825.83	グループホーム『けふの郷』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角郡小坂町荒谷字野月 27 番 5	山林	1	2,000.00	鹿角苑自立訓練用地
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 8 番 5	宅地	1	241.00	鹿角苑就労センター悠遊工 房敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 9 番	宅地	1	2,542.68	鹿角苑就労センター悠遊工 房敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎 44 番 5	宅地	1	247.47	グループホーム『ハンズ、 クローバー』(共同生活援 助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎 44 番 6	宅地	1	290.87	グループホーム『ハンズ、 クローバー』(共同生活援 助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎 44 番 16	宅地	1	217.09	グループホーム『ハンズ、 クローバー』(共同生活援 助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎 44 番 18	宅地	1	214.88	グループホーム『ハンズ、 クローバー』(共同生活援 助施設) 敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番 1	宅地	1	3,499.60	小坂コミュニティエリア敷 地
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番 4	公衆用道 路	1	573.00	小坂コミュニティエリア敷 地
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 23 番 5	宅地	1	154.07	小坂コミュニティエリア敷 地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 17 番	畑	1	1,088	錦木ワークセンター敷地

秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 18番	畑	1	1,141	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 19番	畑	1	948	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 20番	畑	1	932	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 21番1	畑	1	1,174	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 21番2	宅地	1	220	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 22番	畑	1	1,187	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 23番	畑	1	1,025	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 24番	畑	1	1,296	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 25番1	畑	1	1,889	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 25番2	宅地	1	300	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 25番3	雑種地	1	37	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 25番4	雑種地	1	13	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 25番5	畑	1	853	錦木ワークセンター敷地

秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 26番	畑	1	1,514	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 27番	畑	1	456	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 28番	畑	1	204	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 29番	畑	1	186	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 32番	畑	1	2,017	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 61 番 1	山林	1	1,343	東山学園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 70 番 1	山林	1	3,692	東山学園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 70 番 3	山林	1	248	東山学園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 71 番	山林	1	1,120	東山学園事業用敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館 8 番 8	宅地	1	436.70	グループホーム『一本杉住 宅』（共同生活援助施設） 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下野添 8 番 4	宅地	1	1,909.00	鹿角苑就労センター悠遊工 房敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 66 番 1	山林	1	1,836	東山学園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字小坂 1 番 20	宅地	1	561.99	グループホーム『しずく』 （共同生活援助施設）敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 24 番 5	宅地	1	318.29	小坂コミュニティエリア敷 地
秋田県鹿角市花輪字上花輪 139 番 1	宅地	1	1,390.73	はなわまちなかエリア敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 67 番 1	宅地	1	593.00	東山学園児童拠点敷地

秋田県鹿角市花輪字案内 69 番 1	宅地	1	2,233.00	東山学園児童拠点敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 59 番 1	宅地	1	380.00	けまないらくらくエリア敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 61 番	宅地	1	477.00	けまないらくらくエリア敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 62 番 1	宅地	1	1,187.60	けまないらくらくエリア敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 65 番	宅地	1	766.54	けまないらくらくエリア敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 66 番	宅地	1	292.06	けまないらくらくエリア敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 41 番	畑	1	503	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 42 番	畑	1	1,080	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 61 番	畑	1	1,542	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平 24 番 1	田	1	973	多機能型こさかわいわいセンター作業用敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平 25 番	田	1	2,823	多機能型こさかわいわいセンター作業用敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平 54 番	畑	1	217	多機能型こさかわいわいセンター作業用敷地
秋田県鹿角市十和田大湯字前川原 37 番	宅地	1	1,685.95	グループホーム『ふきのとう』（共同生活援助施設）敷地
秋田県鹿角市十和田大湯字前川原 38 番 1	宅地	1	175.20	グループホーム『ふきのとう』（共同生活援助施設）敷地
秋田県鹿角市花輪字上花輪 141 番 3	宅地	1	361.57	東恵園地域生活支援センター事業用敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下大堰添	田	1	3,097	錦木ワークセンター作業用

11 番				敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字中野添 45 番	田	1	3,042	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字中野添 46 番	田	1	3,060	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字中野添 47 番	田	1	1,843	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字稲荷平 12 番 2	畑	1	2,085	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字稲荷平 131 番	畑	1	1,000	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字稲荷平 151 番	畑	1	1,077	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字上ノ平 23 番 1	畑	1	4,090	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市花輪字新田町 19 番	宅地	1	376.18	グループホーム『ひかり』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市花輪字上花輪 136 番	宅地	1	371.40	はなわワークセンター (多 機能型事業所) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路 54 番 2	宅地	1	624.79	グループホーム『ひこうき 雲』(共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市花輪字八正寺 104 番 11	宅地	1	332.93	グループホーム『赤とんぼ』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字大石平 43 番	田	1	2,984.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字大石平 44 番	田	1	3,054.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字大石平 45 番	田	1	2,139.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字大石平 46 番	田	1	2,122.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市花輪字案内 68 番 1	原野	1	518.00	東山学園児童拠点区分敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 54 番	畑	1	2,201.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 56 番	畑	1	2,061.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字上大堰添 7 番	田	1	1,542.00	錦木ワークセンター作業用 敷地



秋田県鹿角市十和田錦木字上大堰添 8番	田	1	1,810.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字上田面 21番	田	1	3,127.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字上田面 22番	田	1	2,801.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市花輪字間瀬川 11番	田	1	2,716.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市花輪字間瀬川 12番	田	1	3,163.00	錦木ワークセンター作業用 敷地
秋田県鹿角市花輪字福士 190番3	雑種地	1	160.00	東恵園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字福士 190番6	雑種地	1	544.00	東恵園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字福士 191番9	雑種地	1	11.00	東恵園事業用敷地
秋田県鹿角市花輪字福士 192番12	雑種地	1	12.00	東恵園事業用敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈 11番20	宅地	1	604.48	グループホーム『新町住宅』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市花輪字合ノ野 42番	宅地	1	370.00	グループホーム『あさひ』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市花輪字合ノ野 43番	宅地	1	413.00	グループホーム『あさひ』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字上川原 16番1	宅地	1	740.49	グループホーム『あおぞら』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字上川原 16番2	宅地	1	386.00	グループホーム『あおぞら』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市花輪字下夕町 112番 11	宅地	1	346.81	グループホーム『したまち』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平 13番29	宅地	1	245.00	グループホーム『川上住宅』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字曹洞下 夕 11番1	宅地	1	362.69	グループホーム『こすもす』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字曹洞下 夕 4番39	宅地	1	132.95	グループホーム『こすもす』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字曹洞下 夕 4番40	雑種地	1	65.00	グループホーム『こすもす』 (共同生活援助施設) 敷地
秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 20番	宅地	1	966.63	小規模多機能型居宅介護事 業所たぐちさんの家敷地

秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下 96番3	宅地	1	196.07	小規模多機能型居宅介護事業所たぐちさんの家敷地
秋田県鹿角市八幡平字長嶺前田 15番3	宅地	1	1,431.00	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 鹿南の郷敷地
秋田県鹿角市八幡平字長嶺前田 16番1	宅地	1	1,985.00	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 鹿南の郷敷地
秋田県大館市清水一丁目1番2	宅地	1	2,229.14	地域生活支援拠点おおだて敷地
秋田県大館市清水一丁目114番29	宅地	1	14.32	地域生活支援拠点おおだて敷地
秋田県大館市清水一丁目114番58	宅地	1	356.91	地域生活支援拠点おおだて敷地
秋田県大館市清水一丁目145番	宅地	1	7.92	地域生活支援拠点おおだて敷地
秋田県鹿角市八幡平字玉内下2番2	宅地	1	2,650.61	かづの就労センター八幡平 クリーニング工場（多機能型事業所）敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 35番	畑	1	1,127	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 38番	畑	1	1,971	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 43番	畑	1	1,206	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 45番	畑	1	1,172	錦木ワークセンター敷地
秋田県鹿角市十和田錦木字下屋布 51番	畑	1	1,258	錦木ワークセンター敷地